

この規定は、(福)平成会 職員給与規則に規定する 第 28 条(処遇改善手当)に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善手当について必要事項を下記に定める。

これまで実施の「介護職員処遇改善」にかかる当法人支給対応について

令和元年 10 月から実施の「介護職員等特定処遇改善」にかかる当法人支給対応について

2019 年度の介護報酬改定によって、これまでの「介護職員処遇改善」とは別に、10 月 1 日から「介護職員等特定処遇改善加算」が適用されることにより、(福)平成会としても、介護職員を中心に国の基準に定められた対応で、職員の更なる処遇改善を行います。

1 介護職員処遇改善加算による賃金改善方法

介護職員処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金(基本給の定期昇給分・処遇改善手当・喀痰吸引資格)改善を実施。賃金改善に伴う、法人負担の法定福利費増加分を含みます。

2 介護職員等特定処遇改善

介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金(賞与に上乗せ一時金)改善を実施。

3 介護職員処遇改善加算の配分対象・配分方法(月額)

(1) 配分対象とグループ分け

- A フルシフトの介護職員 (平均 30,000 円～35,000 円)
- B フルシフト以外の介護職員 (平均 20,000～25,000 円)
- C 日勤の介護職員 (平均 10,000 円～15,000 円)
- D 週 30 時間未満の介護職員(平均 5,000 円～7,000 円)
- E 週 20 時間未満の介護職員(平均 3,000 円～5,000 円)
- F 介護職員以外のその他(施設負担) (平均 3,000 円～7,000 円)

※なお C～E の有期契約職員について昇給は、毎年1回、4月1日を基準日として、2 年目以降は 100 円ずつ加算し支給を行う。

4 介護職員等特定処遇改善加算の配分対象・配分方法(一時金)

(1) 配分対象とグループ分け

- A 介護福祉士資格保有である介護職員 (平均 150,000 円)
- B A を除く介護職員 (平均 80,000 円)
- C その他職員(看護師) (平均 40,000 円)

(2) 配分方法

ア A グループの介護職員の内 1 名以上は、賃金改善後の年度収入が 440 万円以上又は月額 8 万円以上の賃金改善

イ A グループの介護職員の賃金平均改善額が、B グループの介護職員の賃金平均改善額の2倍以上であること

ウ B グループの介護職員の賃金平均改善額が、C グループのその他の職員の賃金平均改善額の2倍以上であること

5 介護職員処遇改善加算額と介護職員等特定処遇改善加算額

特別養護老人ホーム 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

ショートステイ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

デイサービス 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

グループホーム 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

地域密着特養 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

ユニット型ショートステイ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

6 その他の事項

- (1) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに属する職員は、本制度の対象外となっています。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算は、非常勤職員は対象外とします。

附則

1. この規則は、令和2年4月1日より施行する。
2. 一部改正 ユニット型ショートステイ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
3. 一部改正 令和3年4月1日 配分金額